

答申第 212 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 27 日付けで諮問された神奈川県体力づくり推進委員会等支出  
関係書類不存在の件（諮問第 163 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 特定の社団法人への県立伊勢原射撃場に係る公認申請手数料執行伺票・支出命令票のうち、特定の社団法人の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、特定の委員会及び特定の期成会の支出関係書類を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成12年10月24日付けで行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 特定の社団法人（以下「本件社団法人」という。）への県立伊勢原射撃場に係る公認申請手数料執行伺票一式（以下「本件一部非公開文書」という。）を神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号に該当するとして、一部非公開とした処分

イ 特定の委員会（以下「本件委員会」という。）及び特定の期成会（以下「本件期成会」という。）の支出関係書類（以下「本件公開拒否文書」という。）は、存在しないとして、公開を拒んだ処分

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 県教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第2号に該当する部分があるとして一部非公開をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 県教育委員会は、本件公開拒否文書について不存在を理由に公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金支出は神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件としており、また、

県行政文書管理規則（県文書管理規程）は県費支出に関する行政文書の保存期間を5年間と定めており、実施機関は、公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

ウ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
本件社団法人への県立伊勢原射撃場に係る公認申請手数料執行伺い一式	公認料等の納付先である本件社団法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件社団法人口座情報」と総称する。）

#### （2）一部非公開部分について

本件社団法人口座情報は、法人に関する情報であるため、条例第5条第2号の規定により非公開とした。

#### （3）本件公開拒否文書の存否について

本件委員会及び本件期成会の支出関係書類については、本件委員会及び本件期成会は県教育委員会とは別の団体であって、当該文書を実施機関では管理していないため、存在しない。

### 4 審査会の判断理由

#### （1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

#### （2）本件一部非公開文書に関する条例第5条第2号該当性について

##### ア 条例第5条第2号本文該当性について

（ア）条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は

事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 口座情報について

- a 当審査会が見分したところ、本件一部非公開文書には、県立伊勢原射撃場の公認料等の納付先として本件社団法人口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件社団法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件社団法人口座情報の管理状況について検討する。

- b 本件社団法人口座情報は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が提出した本件社団法人検定公認射撃場申請書に基づき、県立伊勢原射撃場を公認射撃場として公認するに当たり、知事が納付すべきとされている公認料等の納付先を本件社団法人が指定する趣旨として記載されたものであると認められる。公認射撃場検定という事業の性格等を考慮すると、本件社団法人口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件社団法人は、本件社団法人口座情報を原則として本件社団法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、本件社団法人口座情報のうち、口座名義人の名称につい

ては、本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該口座名義人の名称を公開しても本件社団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことからすると、本件社団法人口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件社団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件社団法人口座情報は、上記ア（イ）で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

ア 実施機関は、本件委員会及び本件期成会は、県教育委員会とは別の団体であって、本件公開拒否文書は実施機関が管理する行政文書には当たらない旨説明している。

イ 条例第3条は、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」と規定している。

ウ 本件委員会は、県教育委員会及び県内各町村教育委員会で構成され、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。

本件委員会の事務局は、実施機関内に設置されているが、実施機関の職員が本件委員会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職務専念義務の免除（以下「職専免」という。）を受けており、さらに本件委員会の文書は実施機関の管理する行政文書とは別に管理されている。

エ また、本件期成会は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。

本件期成会の事務局は実施機関内に設置されているが、実施機関の職員が本件期成会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため、職専免を受けており、さらに本件期成会の文書は実施機関の管理する行政文書とは別に管理されている。

オ 以上のことからすると、本件公開拒否文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。

したがって、本件公開拒否文書を実施機関で管理していないため、文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

#### (4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 27 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 8 月 30 日 ( 第 38 回部会 )	審議
11 月 17 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 ( 第 40 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年1月17日現在)(五十音順)